

自立支援法 廃止見送りへ

障害者

障害者自立支援法の廃止訴訟に参加した栗平清志さん（21日、東京・板橋区で）
—歩田真司撮影

「約束違反だ」



障害者自立支援法について、民主党の政策検討作業チームは先日、廃止を見送り、改正による方針を決めた。同法は、障害者による進路訴訟を受け、長瀬昭平生労働組（当時）が廃止を約束し、和解の基本合意文書にも明記された経緯があり、「和解を逆道だ」との声が上がっている。

「あの約束は破られたのか。訴訟の原告だった東京都府民協の栗平清志さん（40）は憤る。重い障害で昔から下がぼんぼん動かない、食事や入浴を手探してもらうため、毎日千円ヘルパーを利用して、自己負担は月一万5000円に上る。自立支援法は、福祉サービスの利用者で原則1割の料金を負担を求めたため、障害者が「障害が重い人ほど自己負担が大きくなり、障害者の生存権を無視している」と批判に弾み切った。一方、民主は政権公約「マニフェスト」で「廃止」を唱え、政権交代後のフリー0年に和解に応じた。栗平さんらは、同法の廃止と新制度の導入などとの交換条件に訴えを取らされた。

自己負担を継続 訴訟取り下げたのに

障害者自立支援法 身体、知的、精神的障害の程度ごとに分かれていた制度を一本化した障害・福祉サービスの統合法で、2006年4月に施行。障害者の人格を尊重し自立を促す目的だが、サービスを受けるのに原則1割の自己負担が課せられ、たまたま批判が起きた。

批判を受け、民主政権は10年4月、障害者のうち低所得者の自己負担は原則無料とした。ただ、低所得かどうかは、配偶者の所得も合算して判断されることになっており、民主の作業チームがまとめた改正案もこれを追認した。

障害者団体にも動める栗平さんは、福祉協会の栗平清志さん（40）の分を合算すると、無料対象から外れる。栗平さんは「障害者自身が新しい総合的な福祉制度を推進し、その下に反映されなかった。適切に反駁しないと」。批判を繰り返す。

一方、民主の作業チームは廃止を断念し、障害程度に応じたサービスの手続きを簡便化し、障害サービスを提供する事業者や福祉作業所の指定を一からやり直さなければならぬと訴えている。厚労省は「対象の障害者は約400万人で、自治体の自己負担があるところが多い」と指摘する。同法を成立させた自治体、公明党が廃止に賛成している市町村も約100あった。

議を一步でも前進する改正を望んでいる」（藤田四一・日本知的障害者福祉協会事務局長）との意見もある。知的障害者の親である作者つなぐ育成会」の田中正博常務理事は「いずれにせよ民主は廃止ではなく改正する理由を丁寧に説明すべきだ」としている。

障害者団体の中でも、廃止するところを強硬に主張（手探れもある。障害者協